

IR News 臨時増刊号 新型肺炎感染対策

JP-Manageco 2020年2月19日



新型肺炎ウイルスの国内での感染発生に伴い、企業として、労務・衛生管理についての義務（安全配慮義務）が発生する恐れがあります。損害賠償責任に発展する恐れもあり、現状で、検討すべきことをまとめてみました。

■ 労働安全衛生法の順守

新型肺炎拡大に関連し、昨年4月から施行された改正労働安全衛生法の順守が求められます。常時50名以上の労働者を使用する企業・事業所が対象です。産業医との連携や、衛生委員会の運営、社内規定の確認をしましょう。
また、今回の感染拡大を受け、産業医・弁護士との連携を必ず行いましょう。

【労働安全衛生法改正】

昨年4月の改正により、以下のようなことが決まりました。

会社は、産業医への情報提供義務がある。

産業医は、会社側に意見を述べる（勧告）、情報収集をすること、労働者へ必要な指示をすることが出来る。

50名以上の事業所では衛生委員会を設置しなくてもならず、上記勧告がなされた場合は、当該委員会へ報告し、その後の措置をも報告する義務がある。

■ 日経新聞で企業に安全配慮義務の記事

2月15日の日経新聞の記事で、高取弁護士が、新型肺炎の感染拡大を受け、企業としても必要な感染防止の手段を取っていなければ責任が生じるかもしれないと警鐘を鳴らしています。

【中国に拠点がある企業】

中国の感染可能性がある主要都市に拠点がある場合、操業停止の基準、社員を帰国させる基準、情報収集、衛生管理対策を事前にきめておくべき。

国内事業所で感染者が出た場合、他の従業員がどうすべきかなど、事前に決めておく必要がある。

産業医と連携し、産業医が感染症に詳しくない場合は、専門家との連携を検討すべき。

■ 安全配慮義務違反に注意

法律事務所のサイトでは、安全配慮義務について、掲載している HP もあります。

【智進法律事務所】

<https://chishin-law.jp/blog/コロナウイルスを原因とする新型肺炎の企業への/>

<安全配慮義務違反に関連するのは、以下の指示を怠った場合か>

高熱・咳等の症状が出た場合の申告義務化

マスクの着用・義務化

消毒液・スプレアの設置

消毒の徹底

不要不急の出張を制限

ラッシュアワーを避ける時差通勤

在宅勤務

<社内に感染者（疑い含む）が出た場合>

自宅待機・医師への受診等（厚労省の指針を告知し、それに従う）を指示

感染者との接触者の調査特定と、対象者への指示

これらの指示に従わない場合、社内規定に基づき、処分を行う。

